

啓源会計士事務所株式会社

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室

電話: +852 2341 1444

メール: info@kaizencpa.com

中国深セン 深セン市羅湖区 深南東路5002号 地王商業センター12階1203-06室 光啓文化広場B号棟6階603室 国中商業ビル3階303室 郵便番号:10688 電話: +86 755 8268 4480

中国上海 上海市徐匯区 斜土路2899甲号 電話: +86 21 6439 4114

北京市東城区 灯市口大街33号 電話: +86 10 6210 1890 電話: +886 2 2711 1324 電話: +65 6438 0116

電話: +1 646 850 5888

シンガポールの法人税率の概要

シンガポール政府は、創業を支援するために、新規会社が特別な優遇税制を享受できると発表しました。

1. シンガポールの法人税率

シンガポールの現行の法人税率は 17%です。その税率は居住法人にも非居住法人にも適用され ます。優遇税制が適用される場合、法人税率はさらに引き下げられます。

2020 年賦課年度以降、要件に該当する新規会社は課税所得のうち最初の 20 万シンガポールド ル(以下「SGD」という。)が部分免除を享受することができ、最初3つの賦課年度に現行の法人税 率に従って納税します(表1を参照する)。

2020 年の賦課年度以降、全ての会社はその最初の 20 万 SGD の課税所得が部分免除を享受す ることができ、現行の法人税率に従って納税します(表2を参照する)。

1.1 2019 年以降の新規会社

シンガポールにおいて設立される全ての新規会社は、設立後連続 3 年度で、各年度の課税 所得のうち最初の 10 万シンガポールドル(以下「SGD」という)の 75%が免除されます。新規 会社が享受できる免除及び免除後の課税金額は下表の通りです。

表 1: 新規会社の税額免除率

課税所得	SGD	免除%	免除税額	課税金額
最初	100,000	75%	75,000	25,000
その後	100,000	50%	50,000	50,000
	200,000		125,000	75,000

免除は以下の要件に該当する必要があります。

- 会社はシンガポールにおいて設立されること。 (1)
- (2) 当賦課年度、会社はシンガポール税務上の居住法人であること。
- 当賦課年度、会社は全ての株主が自然人であり、株主が20人以下であること。且つ (3)
 - (i) 全ての株主はその保有している株式の実質的支配者であること。
 - (ii) 最低 1 人の株主は 10%以上の普通株を保有していること。

3.2 2019 年以降の既存会社

表 2: 既存会社の部分税額免除率

課税所得	SGD	%免除	免除税額	課税金額
最初	10,000	75%	7,500	2,500
その後	190,000	50%	95,000	95,000
	200,000		102,500	97,500

また、2019 年に、全ての会社は課税金額の 20%のリベート(10,000SGD を上限)を受け取ることができます。

2. 印紙税

2.1 買手の印紙税

(1) 非居住用不動産

表 3: 非居住用不動産の印紙税率

不動産の購入価格(SGD)	税率(%)
0~180,000	1%
180,000~360,000	2%
360,000 超	3%

例えば、価格が 36 万 SGD 超の非居住用不動産を購入した場合、納付すべき印紙税額は不動産の購入価格の 3%相当額から 5,400SGD を控除した額です。

(2) 居住用不動産

2018 年 2 月 20 日税制改正前に、居住用不動産を購入する印紙税率は非居住用不動産を購入する印紙税率と同じです。但し、2018 年 2 月 20 日以降、新税率が実施されます。具体的には以下の通りです。

表 4: 居住用不動産の印紙税率

不動産の購入価格(SGD)	税率(%)
0~180,000	1%
180,000~360,000	2%
360,000~1,000,000	3%
1,000,000 超	4%

2.2 買手の追加印紙税

シンガポール政府は当時の居住用不動産市場の過熱を抑え、本格的な不動産投資家を保 護し、不動産市場のバブルを防止するために、2013年1月12日以降、居住用不動産を購入 しようとする個人及び企業は買手の追加印紙税を納付する必要があると規定しました。

シンガポール国民に対して、2 軒目以後の居住用不動産を購入する場合、買手の追加印紙 税を納付する必要があります。シンガポール永住者及び外国人に対して、1 軒目の居住用不 動産を購入しても、買手の追加印紙税を納付しなければなりません。2018年7月6日以降、 買手の追加印紙税率は調整されます。具体的には以下の通り。

表 5: 買手の追加印紙税率(2018 年 7 月 6 日以降)

買手の追加印紙税	シンガポール国民	シンガポール永住者	外国人	企業
1 軒目の居住用不	0%	5%	20%	25%
動産	070	3/0	20%	2370
2 軒目の居住用不	12%	15%	20%	25%
動産	1290	13/0	2090	2370
3 軒目以後の居住	15%	15%	20%	25%
用不動産	1390	1370	20%	2370

2.3 売手の印紙税

売手の印紙税は居住用不動産及び産業用不動産に適用されます。つまり、不動産の所有権 者は当該不動産を購入した後3年以内に売却する場合、売手の印紙税を納付する必要があ ります。

表 6: 居住用不動産の売手の印紙税率

不動産保有期間	税率(%)
1年以内に売却する	売却価格又は市場価格の高い額に対する12%
2年以内に売却する	売却価格又は市場価格の高い額に対する8%
3年以内に売却する	売却価格又は市場価格の高い額に対する4%
3年以後に売却する	非課税

表 7: 産業用不動産の売手の印紙税率

不動産保有期間	税率(%)
1年以内に売却する	売却価格又は市場価格の高い額に対する15%
2年以内に売却する	売却価格又は市場価格の高い額に対する10%
3年以内に売却する	売却価格又は市場価格の高い額に対する5%
3年以後に売却する	非課税

3. 優遇税制

外資誘致のために、シンガポール政府は各分野に法人税優遇税制を提供しています。具体的に は以下の通り。

表 8: 法人税優遇税制に適用される税率

項目	税率(%)
パイオニア・インセンティブ	5~10 年間免税
開発拡張インセンティブ	5%
投資控除	最大 5 年間免税
知的財産開発インセンティブ	5%/10%
金融財務センター優遇税制	8%
保険業開発(IBD)制度	10%
不動産投資信託(REITs)	10%
国際運輸業務	免税
ベンチャーキャピタル会社	免税
地域統括拠点誘致政策	免税/10%
グローバル投資プログラム(GIP)	5%/10%
非営利団体(NPO)	8%
運輸会社	免税
国際物流事業者	10%
運輸投資	10%
コンテナ投資	5%/10%

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140 、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

参考資料:

1.「シンガポール会社設立サービス」

https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/300.html

2.「シンガポール税務サービス」

https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/281.html

